

## 子どもたちと多世代の集いの場整備事業仕様書

### 1 趣旨

この仕様書は、令和 7 年度に施行する子どもたちと多世代の集いの場整備事業(以下「本事業」という。)に係る設計・施工一括発注公募型プロポーザルの参加者に求める企画提案の仕様を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、この仕様書に明記されている事項を満たした上で、本事業に関する企画提案を行うことができる。

また、本事業の委託契約者は、事業期間にわたり仕様書を遵守しなければならない。

### 2 事業内容

本事業の事業内容は次に掲げるものとする。

- (1) 既存遊具(基礎を含む)の撤去・処分並びに新たな遊具等に係る実施設計
- (2) 新たな遊具に係る制作、搬入、組立、設置(基礎工事及び盛土工事を含む)
- (3) 安全施設設置(遊び場セーフティサイン、安全マット、安全柵等)
- (4) 遊具設置に伴う整地(安全領域確保のための土地造成・整地等)
- (5) 遊具資材搬入等に伴う仮設道整備(必要に応じて)
- (6) 使用上の注意看板等設置
- (7) 工事期間中の仮囲い等の安全対策

### 3 遊具に関する事項

#### (1) 施工場所

上野総合公園(広島県庄原市新庄町 394 番地)

#### (2) 使用対象

0 歳から 1 2 歳(乳幼児: 0 歳~3 歳、幼児: 3 歳~6 歳、児童: 6 歳~1 2 歳)

#### (3) 配慮事項

- ア 事故回避のために対象エリアの区分やサインの設置などの必要な措置を講じること。
- イ 遊具の材質・塗装は、使用期間が長寿命化するよう耐久性が優れたものとする。
- ウ 遊具は維持管理(交換・修理)がしやすい材質・構造とすること。
- エ 各遊具の見えやすい位置に対象年齢を示すシールを貼付すること。
- オ 遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内板、安全マット、安全柵等を適切に配置すること。
- カ 子どもの冒険心を育み、多様な遊びの形態(のぼる、すべる、くぐる等)が提供できるような遊具を設置すること。
- キ 遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第 3 版)」(国土交通省)、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編=子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)」(国土交通省)及び「遊具の安全に関する規準 (JPFA-SP-S : 2024)」( (一社)日本公園施設業協会)に準拠すること。
- ク 本事業の実施にあたっては、広島県制定「土木工事共通仕様書」及び国土交通省制定「土木工事共通仕様書」に基づき実施すること。
- ケ 国土交通省が定める都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第 3 版)、または、(一社)日本公園施設業協会が定める「遊具の安全に関する基準 J P F A - S : 2024」に適合した製品であること。

- コ (一社)日本公園施設業協会の公園施設賠償責任保険、または同等以上の保険に加入した製品とすること。
- サ (一社)日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士又は、公園施設製品整備技士の資格を有する者、または、同等以上の資格を有する者が遊具の設置・組立を行うこと。
- シ 基礎は、土の流出などによる露出がない構造とすること。
- ス 本事業の実施に伴い、施設等を破損した場合は、庄原市(以下「市」という。)の指示に従い受注者により補修を行なうこと。
- セ 本事業の実施に伴い、移設や撤去が必要な遊具・施設(樹木等)があれば、予算の範囲内で対応すること。
- ソ 芝生部分を掘削した際は天然芝で復旧すること。
- タ 遊んでいる子ども達の負担を軽減するため、日除けを各遊具に設置すること。
- チ 各エリアに休憩スペースを配置し、保護者及び子ども達が休憩できる施設を配置すること。
- ツ 上記とは別に 300m<sup>2</sup>程度の多目的(休憩、可動式遊具遊び等)に利用できる屋根及び人工芝生のエリアを配置すること。分割は可能とする。
- テ 周辺の景観に合った遊具デザインや色彩、空間づくりに配慮すること。
- ト 指定する範囲内において、0～3 歳エリア、3～12 歳エリアを設置し、障がいの有無などに関わらず、誰もが一緒に遊ぶことができる遊具(インクルーシブ遊具)の設置に配慮すること。
- ナ 事業の完了時には、遊具等の使用方法やメンテナンス方法等について、図や写真等を用いて、詳細に記したマニュアルを市に納入すること。

#### 4 施工に関する事項

##### (1)履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日(水)まで

##### (2)施工計画

工程計画、施工方法等について提出すること。

##### (3)来場者の安全対策

ア 上野総合運動公園利用者の安全を第一とすること。

イ 工事に際しては、施工区域内の侵入等を防ぐ仮囲いや周知看板の設置、誘導員の配置など、来場者の安全確保に努めること。

##### (4)完成検査

庄原市建設工事検査規定により完成検査を実施する。

#### 5 提案を求める範囲

##### (1)テーマ・整備方針

子どもたちの好奇心を刺激するとともに、各遊具に繰り返し往来し、相互に行きたくなるような提案を求める。

遊んでいる子ども達や付き添いの方の負担を軽減し、快適に過ごすことができるようにするため、日除け等の提案を求める。

##### (2)目的物の構造形式

上記「3 遊具に関する事項」を満たした上で、設置遊具等の規模や機能、アイテムの組み合わせ、候補地の遊具レイアウト等について提案を求める。

### (3) デザイン

遊具のデザイン、イメージ等について、概要図(完成予想イラスト)、平面図及び立面図により提案を求める。

### (4) 維持管理を容易にするための提案

各使用材料別に検討するとともに、目的物全体として維持管理に係わる労務や費用を低減できる対策の提案を求める。

### (5) 安全対策

利用者が安全に遊べる配慮や工夫、特に子どもの予期せぬ遊び方に対しての対策等について提案を求める。

## 6 その他

### (1) 搬入道路

遊具設置に伴い周辺の道路舗装及び公園内の既存施設を傷つける恐れがある場合は養生等により適切な対応を行なうこと。また、補修等の必要が生じた場合は、本市の指示に従い修繕を行なうこと。

### (2) 作業時間帯

施設利用者に配慮した曜日、時間帯とすること。基本は以下のとおりとし、やむを得ず施設利用者の利用が多い時間帯等で施工する必要がある場合は、事前に市に協議すること。

8 : 00～17 : 00 (月)～(金) 定休日毎週水曜日  
(定休日の作業は協議に応じる。)

### (3) 建設副産物

現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)を遵守し、適正に処分すること。

### (4) 保証期間

遊具等の保証期間は、設置完了の日から 2 年間とし、保証期間内に不具合及び故障等が発生した場合は、速やかに補修若しくは修繕又は新品と交換を行い、保証期間終了後についても、有償による補修等を行うこと。

### (5) 提供資料

現況地形図 1 : 250 CAD データ

## 7 参考資料

### (1) 平面図